

年 度	競輪事業	ポートレース事業	(単位:千円) 合 計
38	355,000	170,000	525,000
39	498,300	247,600	745,900
40	332,000	284,500	616,500
41	779,000	570,000	1,349,000
42	893,000	824,000	1,717,000
43	1,130,000	620,000	1,750,000
44	1,020,000	1,100,928	2,120,928
45	1,810,000	1,710,000	3,520,000
46	1,853,500	2,398,500	4,252,000
47	2,280,000	2,620,000	4,900,000
48	3,025,000	3,275,000	6,300,000
49	3,390,000	4,390,000	7,780,000
50	3,250,000	4,550,000	7,800,000
51	3,250,000	4,550,000	7,800,000
52	3,900,000	5,300,000	8,300,000
53	3,100,000	5,500,000	7,600,000
54	2,250,000	5,750,000	8,000,000
55	2,220,000	5,780,000	8,000,000
56	1,500,000	6,300,000	7,800,000
57	1,980,000	5,140,000	6,200,000
58	440,000	4,010,000	4,450,000
59	450,000	3,150,000	3,600,000
60	900,000	3,100,000	4,000,000
61	750,000	3,000,000	3,750,000
62	780,000	3,170,000	3,950,000
63	1,010,000	2,990,000	4,000,000
元	1,050,000	3,850,000	4,900,000
2	1,320,000	3,280,000	4,600,000
3	1,570,000	3,330,000	4,900,000
4	1,500,000	3,400,000	4,900,000
5	2,560,000	1,440,000	4,000,000
6	1,400,000	1,500,000	2,900,000
7	0	0	0
8	0	0	0
9	0	1,100,000	1,100,000
10	0	0	0
11	0	300,000	300,000
12	0	0	0
13	0	0	0
14	0	0	0
15	0	0	0
16	0	0	0
17	0	0	0
18	0	0	0
19	0	0	0
20	0	500,000	500,000
21	0	1,000,000	1,000,000
22	0	500,000	500,000
23	0	500,000	500,000
24	0	500,000	500,000
25	0	500,000	500,000
26	0	500,000	500,000
27	0	700,000	700,000
28	0	1,000,000	1,000,000
29	0	3,500,000	3,500,000
合計	49,725,800	107,900,528	157,626,328

出所:北九州市公営競技事業経営戦略 平成 31 年3月策定

上表の通り、競輪事業については、平成7年度以降、一般会計への繰り出しが行われていない状況である。また、前述の長期収支表によると、競輪事業は平成 30 年度末時点で 9,670 百万円の企業債残高を有しており、当該企業債は主にメディアドーム建設支出のための企業債である。同表の資本的収支によるとその返済原資(支出-企業

債償還金)の多くは、モーターポート競走事業からの出資金(収入-出資金)から構成されている。なお、同表によると8年次(令和8年)に企業債残高はゼロとなっている。

また、前述の競輪事業の長期収支表に記載されている収益的収支によると、平成30年度(2018年予算)の収支差引232百万円に対し、10年次(令和10年)の収支差引は14百万円まで減少している。ギャンブルから連想されるネガティブな側面も鑑みると、市の財政への収益貢献が限られている当該事業のあり方についての検討の必要性を喚起させられる。

長期収支に関する質問に対する市からの回答は以下の通りである。

長期収支の発売見込額については、これまでの発売額の推移を基として、対外的に公表することも踏まえ、外部委員からの実現性のある計画を、という意見も参考にして、見積っている。6年次以降については、北九州市公営競技事業経営戦略にも明記しているが、将来の経済、社会情勢の変化の予測が難しいことから、減価償却費、企業債償還以外のところは、据え置きのまま収支見通しを示すこととした。なお、この期間の長期収支については、後期の中期目標・計画の策定に合わせて見直すこととしている。

出所:市からの回答

保守的観点から作成された長期収支は、競輪事業が10年次(令和10年度)において赤字事業にならないことは示しているものの、公益性を失った公営ギャンブルはその継続の意義が問われるため、競輪事業のあり方について議論しうる情報としては、改善の余地がある。

(イ) 公営競技局におけるSDGsの推進について

市は、SDGsの普及啓発を掲げており、公営競技局においても、子ども食堂や、ボートレース若松における照明のLED化等の取り組みを行っている。市ではこれまで環境への対応を発信してきたが、SDGs及び環境への取組が一段と世間の注目を集め、SDGsを普及啓発することに加えて、公営競技局の公益性を明示するために、SDGsについてのPRを行うと共に、北九州市環境基本計画で示されているバックキャスティングの観点からの取り組みも検討することが望まれる。

<内容>

SDGs(Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標)とは国連サミットで採択された持続可能な開発目標のことである。市は早期からSDGsに取り組んでいたことで、日本政府の「SDGs未来都市」に選定されたほか、アジアで初めてOECDのSDGsモデル都市として選定される等、世界的にも高い評価を受けている。

SDGs 推進室では、2015 年9月の国連のサミットで、採択された国際目標「SDGs」(持続可能な開発目標)の達成に向け、府内各部局の SDGs への取組を総合的に調整しながら、「北九州市 SDGs 未来都市計画」に基づく事業の推進や、SDGs の普及活動などを実施しています。

出所:北九州市 SDGs 推進室ホームページ

OECD(経済協力開発機構)は、このたび、SDGs 推進に向けた世界のモデル都市として、アジア地域で初めて、本市を選定しました。
OECD は、既に選定した6都市・地域を含めて世界から 10~12 程度のモデル都市を選定し、それらモデル都市を対象として調査・分析・評価を行い、都市・地域レベルの取組みを世界中に広げていくためのプロジェクトを実施することとしています。

出所:北九州市ホームページ

これを受け、公営競技局においても北九州市公営競技事業経営戦略の中で、企業理念を SDGs と関連させて示している。

第3章 経営の方針

1 企業理念



北九州市公営競技事業の目的を明確化するものです。この企業理念のもと、北九州市公営競技局の職員が一丸となって、競輪・ボートレース事業に取り組んでいきます。

出所:北九州市公営競技事業経営戦略 平成 31 年3月策定

公営競技局に関連した SDGs の各ゴール等、SDGs に関する表示を行っているものの、北九州市公営競技事業経営戦略において公営競技局と SDGs の関係性が示されているのは当該箇所のみであり、具体的な取り組みを知ることができない。公営競技局では、現在、子ども食堂や、ボートレース若松の照明を LED にするといった取り組みを実施しており、これらの取り組みと SDGs の関係を明確にして社会に PR することが望まれる。これについて市は以下のように回答している。

公営競技事業を今後も実施していく上で、事業自体のイメージアップを図り、市民の理解を広げていくことが大切であると考えている。競輪・ボートレースの収益金の使

途(活用先)が SDGs のどのゴールに関連しているのかを、今後、ホームページ等で発信することを検討していく。

また、現在、本市としてのローカルインディケーターが検討されている。公営競技局で実施しているナイター照明の LED 化や子ども食堂等代表的な取り組みについては、こうした全市的な動きの中で SDGs の取り組みとして発信していきたいと考えている。

出所:市からの回答

また、SDGs において推奨されている手法として、バックキャスティングという考え方がある。バックキャスティングとは、自身のあるべき未来像を描き、それを実現するためにどのようにすれば良いか計画立案する考え方であり、北九州市環境基本計画等でも、その考え方方が用いられている。

地方自治体において SDGs に取り組むことは、現時点では法的な義務ではありません。しかし、環境に関連するとされる 12 のゴールについて、既に本市は、第 1 章での説明のとおり、様々な環境への取組を行ってきた歴史があり、環境首都グランド・デザインに基づき、また、環境未来都市として、現在もあるべき未来像の実現に向け、バックキャスティング的な観点から環境・経済・社会の統合に取り組んでいます。

出所:北九州市環境基本計画(副題:環境首都・SDGs 実現計画)

公営競技局においても、以上の考え方に基づき、SDGs と関連付けた取り組みを検討することは有意義であると言える。公営競技局におけるバックキャスティング的な考え方の例としては、ボートレース若松のボートレースパーク化による住み続けられるまちづくりの促進や、大学との連携による質の高い教育の提供等について、より具体的に将来像を描き、そこに向かって計画立案することが考えられる。

SDGs の認知度が増し、環境への取組状況が世間の注目を集めると同時に、SDGs を普及啓発することに加えて、公営競技局の公益性を明示するために、SDGs についての PR を行うと共に、バックキャスティングの観点からの取り組みも検討することが望まれる。

なお、このことは、両事業において北九州市公営競技事業経営戦略にある「イメージアップ事業の企画・実施」の項目で取り組んでいくものであり、毎年度の自己点検・評価を着実に行い、計画3年次の外部評価において、その取組状況について説明責任を果たしていくことが望まれる。

(ウ) ポイントカードに関する両事業の連携について

市は、競輪事業とモーターべト競走事業、それぞれにおいてポイントカードを発行しているが、それらの連携はなされていない。来場者数増加の観点から、ポイントカードの共通化を含めた競輪事業とモーターべト競走事業の連携に向けた取り組みを実施することが望まれる。

<内容>

市は、競輪事業とモーターべト競走事業のそれぞれにおいて、以下のポイントカードを発行している。

事業名	カード名
競輪事業	かねりんカード
モーターべト競走事業	かっぱくんカード



出所:「かねりんカード入会案内」



出所:「かっぱくんカード入会案内」

小倉競輪におけるかねりんカード及びボートレース若松におけるかっぱくんカードは、いずれも、入場や来場ごとにポイントが付与され、そのポイントと引き換えに電子マネー や有料席の利用が可能になる等、類似したサービスの内容となっている。

しかし、これらのサービスは連携されておらず、それぞれ独自で運用されている。市は競輪事業及びモーターボート競走事業という2つの公営競技を有していることから、各事業を切り離して考えるのではなく、連携させることが来場者数の増加の面において、効果的な事業運営につながる可能性があると考えられる。この点について、市は以下のように回答している。

ポイントカードを共通化するには、競輪・ボートレース両事業において、投票に使用するシステムや機器のメーカーが違う等という大きな課題があることから、本市のみでの対応は困難であり、業界全体で取り組む必要があると考えている。

出所:市からの回答

市の回答から、直近の対応は困難であると考えられるものの、競輪事業及びモーターボート競走事業を連携させて盛り上げることは有意義である。ポイントカードの共通化を含めた競輪事業とモーターボート競走事業の連携に向けた検討を行うことが望まれる。

(エ) 無料送迎バスの運行状況について

市は、来場促進、売上向上につなげるため、ファンサービスの一環として競技場を発着する無料の送迎バスを運行させている。しかし、これら無料送迎バスは一部路線において乗車人員が著しく少なく、運用コストが多額になっている。

無料送迎バスの路線毎の採算性を精緻に検証した上で、無料送迎バスを運行させている目的について改めて確認し、継続の要否や無料送迎バスの有効活用策について検討することが求められる。

<内容>

i. 競輪事業における採算性

競輪事業では北九州メディアドームへの来場者のため、委託先の業者である公益財団法人 JKA と無料送迎バスの運行を含めた上で委託契約を締結している。市は、無料送迎バスについてレース別に、競輪祭、小倉濱田翁カップ、ナイター競輪の3通りに分けて管理している。その大半は往路のみの運行となっており、復路は小倉駅行きのみである。

平成 30 年度における競輪事業の無料送迎バスの利用状況は以下の通りである。

【平成 30 年度 北九州メディアドームを発着する無料送迎バスの概要】

路線名	のべ台数 (台)	乗車人員 (人)	1台当たり 乗車人員(人)	経費 (円)	1人あたり 経費(円)
門司・下関	15	96	6.4	534,600	5,569
折尾・黒崎	15	109	7.3	518,400	4,756
行橋	15	66	4.4	518,400	7,855
黒崎・戸畠	39	333	8.5	1,371,192	4,118
福岡	3	46	15.3	273,780	5,952
北九州空港	6	7	1.2	220,320	31,474
小倉往路便	84	914	10.9	1,885,680	2,063
小倉復路便	100	2,473	24.7	1,514,160	612
合計	277	4,044	14.6	6,836,532	1,691
合計(小倉往 復便除く)	93	657	7.1	3,436,692	5,231

出所:市作成資料を基に監査人作成

北九州メディアドームを発車し小倉駅に向かう復路便については、1人あたり 612 円と他路線と比して安価であるものの、小倉駅発着便を除くと乗車人員数も少なく、結果として1人あたり 5,231 円の経費を要している計算となる。バスで来場したファンは小倉復路便に乗車するものと考えると往復で 5,843 円となる。

簡易的な計算をすると、平成 30 年度における年間の入場者数は 43,570 名、本場での売上額が 741,999,400 円となっていることから、本場における1人あたりの平均売上額 17,030 円であり、払戻金や交付金等を差し引いた貢献利益率を約 20%であるとすると貢献利益は 3,406 円と試算され、上記の往復運賃を下回っている。

ii. モーターポート競走事業における採算性

市は、ボートレース若松への来場者のため無料送迎バスを運行させている。バスは SG 競走、G I 競走、本場普通開催、場外発売(他場で SG レースが開催されるとき)の4 通りに分けて運行している。小倉、戸畠、黒崎は往復共に運行しており、門司、中間、折尾、芦屋については往路のみの運行、福岡については復路のみの運行となっている。

平成 30 年度におけるモーターポート競走事業の無料送迎バスの利用状況は以下の通りである。

【平成 30 年度 ボートレース若松を発着する無料送迎バスの概要】

路線名	のべ台数 (台)	乗車人員 (人)	1台当たり 乗車人員 (人)	経費 (円)	1人あたり 経費 (円)
門司	203	4,028	19.8	47,401,416	2,324
中間	203	2,186	10.8		
福岡	14	178	12.7		
小倉	1,584	14,003	8.8		
折尾	110	267	2.4	1,343,712	5,033
芦屋	178	1,440	8.1	5,603,796	3,892
戸畠	2,766	39,542	14.3	44,228,780	1,119
黒崎	2,754	31,434	11.4	44,308,620	1,410
(場外発売) 戸畠・黒崎・小倉	330	1,877	5.7	以上に含む	—
合計	8,142	94,955	11.7	142,886,324	1,505

出所：市作成資料を基に監査人作成

折尾を発車しボートレース若松に向かう往路便については、平均乗車人員が 2.4 人となっており、1人あたり経費は 5,033 円と全路線平均の 1,505 円や他便と比べても高額となっている。バスで来場したファンが復路で戸畠便に乗車すると考えると、往復で 6,152 円となる。

簡易的な計算として、平成 30 年度における年間の入場者数は 172,566 名、本場での売上額が 3,805,225,400 円となっていることから、本場における1人あたりの平均売上 22,050 円であり、払戻金や交付金等を差し引いた貢献利益率を約 20%であるとすると貢献利益は 4,410 円と試算され、上記の往復運賃を下回っている。

iii. 無料送迎バスの運行継続要否の検証

無料送迎バスを運行する目的についての質問に、市は以下のように回答している。

来場促進、売上向上につなげるため、ファンサービスの一環として実施している。

出所：市からの回答

しかしながら、市は無料送迎バスを運行している結果、具体的にどれだけ来場者が増え、売上が向上しているのかといった採算性の検証はなされていない。上記のような無料送迎バスの路線ごとの採算性を検証した上で、無料送迎バスの継続要否や無料送迎バスの有効活用策について検討することが求められる。

なお、このことは、公営競技局の経営戦略のうち、競輪事業においては「本場来場者数の確保」の項目で、またモーター・ボート競走事業においては「本場来場者数の拡大」の項目で取り組んでいくものであり、毎年度の自己点検・評価を着実に行い、計画3年次の外部評価において、その取組状況について説明責任を果たしていくことが望まれる。

(オ) 隨意契約に関する事前確認表について

市は、随意契約を締結する際には、契約締結の要否を確認するため、「随意契約により契約する場合の事前確認表」を作成している。

これについて、当該確認表が網羅的に作成されていることを確認したところ、作成が必要と見受けられるものの、事前確認表が作成されていない契約が検出された。契約の適正化を確保するため、随意契約を締結する場合は事前確認表により漏れなくチェックする必要がある。

<内容>

市は、随意契約を締結する際には、契約締結の要否を確認するため、以下の「随意契約により契約する場合の事前確認表」を作成することが求められている。

随意契約により契約する場合の事前確認表					
委託契約名	締結年月日		備考		
株式会社 A	令和 年 月 日	被職者名	氏名	役	
契約主要体員	被職者名	氏名	役		
区 分					
1. 委託の範囲	種別・事項		選択		
<p>①第三者において委託業務の履行が可能であるか。</p> <p>②委託することが社会に適合しているか。</p> <p>③委託してしても公的性及び社会責任が損なわれるか。</p> <p>④委託により路線又は地盤の向上に寄与されるか。</p>					
2. 委託業務の権限と留意事項					
3. 委託業務の内容及び内規					
4. 予定期制の設定					
5. 委託料の算定					
6. 委託料の算出方法					
<p>・北九州市営競馬場に係る随意契約ガイドライン 第_____号回連（～）～（～） ・競馬開催のガイドラインの外的的要因に付いて（～） ③手を適用する場合、契約範囲第20条の3に定める公的 手帳を行っているか。</p> <p>（北九州市営競馬に係る契約の場合は、差しもれた子細によ り、事務処理を行っているか）</p> <p>④北九州市営競馬上級部の委託業務をしている場合、特別取扱 しているか。</p> <p>⑤北九州市営競馬の性質は内容により、委託契約書の記載事項に記載 はないか。</p> <p>⑥委託契約書 ①合計年度を越えて、委託契約期間又は履行期限としない か。</p> <p>⑦委託の範囲 ①契約を継続することに（毎年度）、都度く業者確定を行ってい るか。</p> <p>②業者確定の実際等を踏まし、代替可能な業者の有無を適宜把握し ているか。</p> <p>③同一の業者を複数業者にて委託する場合は、次のいずれか かの理由に採用しているか。 ・業者代價は且物から、代替可能な業者がないとき。 ・公共団体又は公的機関にて委託するとき。 ・委託料を支拂うことにより、革新的・技術的・創造性的な取 り組み運営が生じ、委託業務の達成性を確保できないとき。</p> <p>⑧委託業務の見直し ①委託業務を同一の方法で継続して実施を継続する場合、内規、 規則等について必要な基準をしていいるか</p>					
<p>審査基準記入方框　是 → <input type="checkbox"/> 否 → <input type="checkbox"/> 疑問なし → <input checked="" type="checkbox"/></p>					

出所：随意契約により契約する場合の事前確認表

一方、公営競技局が締結している契約書の内容を閲覧したところ、「小倉ナイター競輪に係る関東地区スポーツ紙への出走表掲載業務」に関する契約（以下、本契約という）について、事前確認表が作成されていなかった。

担当者によれば、事前確認表は「委託費」に該当する場合には作成が求められるものの、「役務費」に該当する場合には作成は求められていないとのことであった。また、市は、本契約を「役務費」に該当するものと判断し、確認表は作成していないとのことであった。なお、いずれかの区分に該当するかについては、地方公営企業法適用前の特別会計において処理していた勘定を引き継いでいることであり、以下の区分に従つて判断していたとのことであった。

区分	支出負担行為の整理区分				会計管理者に事前合議を要するもの
	支出負担行為の整理区分	支出負担行為の範囲	支出負担行為に必要な主な書類	備考	
決裁書に添付すべき書類	提示すべき書類				
12役務費 通信運搬費 保管料 広告料 手数料 筆耕翻訳料 火災保険料 自動車損害 賠償 賦課金	契約を締結しようとするとき(支出を決定しようとするとき)	契約金額(請求のあつた金額又は納付額)	予定価格調書入札(見積)書契約書案又は請書案申込書案納付書及び内訳書	運賃先払による運搬料、到着荷物の保管料、市債の元利支払手数料、官報登載料及び金融機関収納手数料並びに後納契約、長期継続契約、単価契約及び価格協定に係るものは、かつて書によることができる。	
13 委託料	契約を締結しようとするとき(支出を決定しようとするとき)	契約金額(請求のあつた額)	契約書案(見積書)	児童福祉法及び老人福祉法による措置費等はかつて書によることができる。	市長等の決裁事項

出所:北九州市支出負担行為整理区分規則

これについて、本契約は、第1条において、以下の通り「委託」の文言が使用されており、確認表の作成が必要な契約にも見受けられる。

(契約内容)

第1条 発注者が受注者に委託する業務の内容は、別表のとおりとする。

出所:契約書

また、当該契約以外にも、類似した契約で事前確認表が作成されていない契約があることである。契約内容の適切性を確保する観点から、地方公営企業法適用前の特別会計において処理していた慣習による判断ではない第三者にも説明可能な事前確認表を作成する対象契約を明確化すべきである。

(カ) 備品管理台帳と固定資産台帳の重複管理について

現状、備品の購入がなされた際には備品管理台帳及び固定資産台帳の両者への入力が行われている備品があり、有効性及び効率性の観点から改善の余地があるものと考えられる。このため、両システムの対象範囲について改めて検討することが必要である。

<内容>

市は、現状備品について、以下の通り、備品管理台帳及び固定資産台帳への入力をを行っている。

備品管理台帳	1万円以上
固定資産台帳	10万円以上

これは、市の条例に基づき備品管理台帳への入力が行われていることを要因とするものである。

(物品の分類)

第82条 物品は、次のとおり区分する。

- (1) 備品
- (2) 消耗品
- (3) 原材料

(帳簿による物品の整理)

第93条 物品管理者は、次の帳簿を備えて物品の管理を明らかにしなければならない。

- (1) 備品管理台帳
- (2) 重要物品管理台帳
- (3) 自動車管理台帳
- (4) その他必要な帳簿

出所:北九州市会計規則

この点、現状の作業は、同一の固定資産にも関わらず、それぞれ異なる台帳への登録を行うことを意味するため、重複した内容となっており、有効性及び効率性の観点から改善の余地があるものと考えられる。これに関する市からの回答は以下の通りであった。

現状として、取得価格(税抜)10万円以上の物品については、固定資産台帳と備品管理台帳に登載する作業を行っている。公営企業会計に移行する以前は、市の物品管理要領に基づき取得価格(税込)1万円以上の物品について備品として取り

扱い、備品管理台帳に登載しており、平成 30 年度に公営企業会計へ移行する際に、同備品管理台帳のデータを引き継いでいる。企業会計化後に、北九州市公営競技局会計規程に基づき、取得価格(税抜)10 万円以上の物品について、固定資産として管理する必要が生じたが、固定資産管理システムと備品管理システムは連携していないことから、双方のシステムに登載する作業を行っている。これらは2つの規程に準拠するために必要な作業であると認識している。また、平成 30 年度に新規に取得した取得価格(税抜)10 万円以上の物品は、公営競技事業会計全体で合わせて 16 件であり、現状では効率性の阻害要因とはなっていないものと認識している。

出所：市からの回答

これについて、地方公営企業法が適用されている一方で、市の物品管理要領についても、従前と同様に準拠しなければならない点は、効率的かつ有効的な事務手続とは言い難い。また、平成 30 年度に重複した備品の件数は 16 件と効率性の阻害要因にはあたらない件数であると考えられるものの、将来的にも同様の水準で推移するかについては不透明な点もあるものと考えられる。このため、両システムの対象範囲について改めて検討することが必要である。

(キ) クオカードの在庫数ならびに作成枚数について

市は、広告宣伝目的のクオカードを作成する際、前回実績等を参考にして作成枚数を決定している。しかし、過剰な在庫を抱えないためにも、選手への謝礼等広告宣伝効果が見込めないものについては、まず現在抱えている在庫から払出を行うこと、また、広告宣伝目的でクオカードを作成するときは、必要数を適切に算定して在庫が過剰とならないようにすることが求められる。

<内容>

市は、広告宣伝目的のクオカードを作成する際の作成枚数の根拠について以下のように回答している。

○競輪事業課

抽選会の景品や新聞社訪問等 PR に活用する枚数を実績等から勘案して作成枚数を決定している。

○ボートレース事業課

作成枚数については、各係が前回実績等を基に算出し、決定している。

出所：市からの回答

しかし、前回の実績等を参考にして作成した結果、在庫数が過剰となっている面が伺える。例えば、市は、平成 30 年 11 月 20 日から 25 日にかけて開催された第 60 回競輪

祭の広告宣伝目的のためクオカードを6,610枚作成している。本クオカードの在庫数は、第60回競輪祭が終了した平成30年12月末時点においても775枚を残した状態となっている。

担当者に確認したところ、この在庫は競輪祭開催後のお礼訪問に必要なクオカードであり、当初よりレース終了後も一定枚数が残るようになっているとのことであった。しかしながら、以下のような当初の作成目的とされていた事後のお礼訪問とは異なる目的での開催後の払い出しが見受けられる。

受払年月日	件名	払出枚数
平成30年12月30日	もちつき大会 地元選手協力謝礼	36枚
平成31年1月26日	平成30年北九州市競輪選手表 彰受賞者特別紹介参加謝礼	4枚
平成31年2月5日	競輪セミナー 地元選手協力謝礼として	10枚
平成31年3月10日	ナイター競輪選手代表用	10枚

出所：市作成資料より監査人が一部抜粋

平成30年度末時点において公営競技局全体で7,159枚のクオカードを保有しており、その多くは開催レースの広告宣伝目的で作成されたものである。換金可能性の高いクオカード等を過剰に保有することは紛失、盗難リスクや管理コストの増大につながる。

そのため、広告宣伝のクオカードを使用する必要性がないときは、公営競技局において在庫とされているクオカードを競輪事業課とボートレース競走事業課で区分管理の上、融通しあいながら使用することや、クオカードを作成するレース数を極力減少させる等で、在庫が過剰とならないように対応することが求められる。

(ク) 経過勘定の計上について

平成30年度より地方公営企業法を全部適用したことにより、従来の官庁会計方式から企業会計方式に移行し、現金主義会計から発生主義会計への変更が求められている。これに伴い、適正な期間損益計算の観点により経過勘定の計上が必要となる。市は、重要性の原則により未払費用や未収収益等について計上を省略しているが、今後重要性が増した場合には経過勘定の計上が求められる。

<内容>

市は、平成30年度より地方公営企業法を全部適用したことにより、従来の官庁会計方式から企業会計方式に移行し、現金主義会計ではなく発生主義会計の採用が求められている(地方公営企業法第20条第1項、地方公営企業が会計を整理するに当たりるべき指針 第2章第1)。

(計理の方法)

第二十条 地方公営企業においては、その経営成績を明らかにするため、すべての費用及び収益を、その発生の事実に基いて計上し、かつ、その発生した年度に正しく割り当てなければならない。

2 地方公営企業においては、その財政状態を明らかにするため、すべての資産、資本及び負債の増減及び異動を、その発生の事実に基き、かつ、適当な区分及び配列の基準並びに一定の評価基準に従つて、整理しなければならない。

出所:地方公営企業法

第2章 費用及び収益

第1 総額主義及び発生主義

1 地方公営企業においては、その経営成績を明らかにするため、全ての費用及び収益を、その発生の事実に基づいて計上し、かつ、その発生した年度に正しく割り当てなければならない(法第20条第1項)。

出所:地方公営企業が会計を整理するに当たりるべき指針

発生主義のもと、現金の収入や支出のタイミングを問わず、費用または収益はその発生の事実に基づき、その発生した年度に計上することが求められる。これに伴い発生主義会計では経過勘定項目の計上が求められる。経過勘定項目とは、大きく二つに分類され、既発生分を見越して計上する見越勘定(未払費用及び未収収益)と未発生分を繰延べて計上する繰延勘定(前払費用及び前受収益)に分けられる(企業会計原則注解[注5])。

[注5] 経過勘定項目について(損益計算書原則一のAの2項)

(1) 前払費用

前払費用は、一定の契約に従い、継続して役務の提供を受ける場合、いまだ提供されていない役務に対し支払われた対価をいう。従って、このような役務に対する対価は、時間の経過とともに次期以降の費用となるものであるから、これを当期の損益計算から除去するとともに貸借対照表の資産の部に計上しなければならない。また、前払費用は、かかる役務提供契約以外の契約等による前払金とは区別しなければならない。

(2) 前受収益

前受収益は、一定の契約に従い、継続して役務の提供を行う場合、いまだ提供していない役務に対し支払を受けた対価をいう。従って、このような役務に対する対価は、時間の経過とともに次期以降の収益となるものであるから、これを当期の損益計算から除去するとともに貸借対照表の負債の部に計上しなければならない。また、前受収益は、かかる役務提供契約以外の契約等による前受金とは区別しなければならない。

(3) 未払費用

未払費用は、一定の契約に従い、継続して役務の提供を受ける場合、既に提供された役務に対していまだその対価の支払が終らないものをいう。従って、このような役務に対する対価は、時間の経過に伴いすでに当期の費用として発生しているものであるから、これを当期の損益計算書に計上するとともに貸借対照表の負債の部に計上しなければならない。また、未払費用は、かかる役務提供契約以外の契約等による未払金とは区別しなければならない。

(4) 未収収益

未収収益は、一定の契約に従い、継続して役務の提供を行う場合、すでに提供した役務に対していまだその対価の支払を受けていないものをいう。従って、このような役務に対する対価は時間の経過に伴いすでに当期の収益として発生しているものであるから、これを当期の損益計算に計上するとともに貸借対照表の資産の部に計上しなければならない。また、未収収益は、かかる役務提供契約以外の契約等による未収金とは区別しなければならない。

出所:企業会計原則注解

市は、企業債や有価証券を有していることから、経過勘定項目のうち見越勘定項目については計上が必要と考えられるが、平成 30 年度決算において当該勘定は計上されていない。この点、地方公営企業が会計を整理するに当たりるべき指針によると、同指針第1章第7の重要性の原則に基づき、金額的側面及び質的側面の両方の重要性を考慮したうえで、重要性の乏しいものについては簡便的な処理が認められており、また、企業会計原則注解〔注1〕によると、経過勘定項目について重要性の乏しいものについては、当該項目として処理しないことが認められている。

第1章 一般原則等

第7 重要性の原則

1 地方公営企業の会計は、住民をはじめとする利害関係者の地方公営企業の状況に関する判断を誤らせないようにするために、法令の規定に反しない限りにおいて、取引及び事象の金額的側面及び質的側面の両面からの重要性を勘案して、適切

- な記録、計算及び表示を行わなければならない。
- 2 質的側面の考慮においては、地方公営企業の会計の見地からの判断に加え、地方公営企業の公共的性格に基づく判断も加味して行わなければならない。
- 3 重要性の乏しいものについては、法令の規定に反しない限りにおいて、本来の会計処理によらないで合理的な範囲で他の簡便な方法によることも、正規の簿記の原則及び明瞭性の原則に従った処理として認められる。
- 4 (中略)

出所:地方公営企業が会計を整理するに当たりるべき指針

〔注1〕 重要性の原則の適用について(一般原則二、四及び貸借対照表原則一)

企業会計は、定められた会計処理の方法に従って正確な計算を行うべきものであるが、企業会計が目的とするところは、企業の財務内容を明らかにし、企業の状況に関する利害関係者の判断を誤らせないようにすることにあるから、重要性の乏しいものについては、本来の厳密な会計処理によらないで他の簡便な方法によることも正規の簿記の原則に従った処理として認められる。

重要性の原則は、財務諸表の表示に関しても適用される。

重要性の原則の適用例としては、次のようなものがある。

(1) (中略)

(2) 前払費用、未収収益、未払費用及び前受収益のうち、重要性の乏しいものについては、経過勘定項目として処理しないことができる。

出所:企業会計原則注解

企業債利息に係る未払費用及び有価証券利息に係る未収収益について、いずれも重要性が乏しいとして計上を省略するという市の判断は許容できるものと想定されるが、今後重要性が増した場合には計上の検討が必要である。なお、公営競技事業会計と公債償還特別会計の整合性の観点から、企業債利息に係る未払費用の計上は困難との見解を市担当者より得ているが、この点、公営企業の経営成績及び財政状態の説明責任を果たすという地方公営企業法関連法規の趣旨に鑑み、今後経過勘定項目の重要性に変動が増した場合には、決算上適切な会計処理をするための方策の策定が求められる。

(ヶ) 情報発信について

市は、本場来場者数の確保や電話投票・場外発売の売上額向上につなげていくため、広報宣伝計画の策定・検証やイベント・ファンサービスの強化に取り組むとしている。市は実際にソーシャルネットワーキングサービス(以後 SNS という)による情報発信を行っているものの、現状その広告宣伝効果が大きいとは言えない状況にある。広告宣伝効果を高めるため、競輪事業及びモーターボート競走事業間で連携した広報宣伝活動等を行っていくことが望まれる。

<内容>

市は、両事業の広報宣伝にあたり、平成 31 年度から令和 5 年度までの前期中期計画において、以下の通り計画している。

第5章 前期中期計画～競輪事業～

I 選ばれるレース場を目指して

【取組項目】

4 本場来場者数の確保

(中略)

(2) 積極的な情報発信

ファンの情報獲得の利便性や関心を高め、来場促進につなげるため、SNS 等を活用し積極的に情報発信を行う。

第6章 前期中期計画～ボートレース事業～

I 選ばれるレース場を目指して

【取組項目】

1 電話投票・場外売上額の確保

(中略)

(3) 積極的な情報発信

ファンの情報獲得の利便性や関心を高め、来場促進につなげるため、スポーツ紙・専門誌による宣伝を引き続き実施するとともに、ホームページの利便性向上や SNS 等の活用の強化を図る。

出所：北九州市公営競技事業経営戦略 平成 31 年 3 月策定

上記計画にあるように、市は施策の一つとして SNS を活用している。令和元年 12 月 24 日時点において運用中のもののうち Twitter の概要は以下の通りである。

種目	名称	サービス利用開始日	総ツイート数	フォロワー数	備考
競輪	小倉競輪場	平成 25 年3月	887	1,690	小倉競輪の公式アカウント。主にレースの案内、結果報告、キャンペーンの発信等を行っている。
	かねりん(A級5班)	平成 27 年4月	10.5 万	3,945	小倉競輪のマスコットキャラクターである“かねりん”的アカウント。
	小倉けいりん事務局(公式)	平成 27 年4月	1.3 万	2,400	競輪の開催情報やイベント等、小倉競輪に関する事項を事務局担当者が発信するアカウント。
モーター ボート競走	ボートレース若松	平成 27 年4月	1,806	3,980	ボートレース若松の公式アカウント。主にレース情報や選手情報、イベント情報の発信等を行っている。

出所:各 SNS を参考に監査人作成(令和元年 12 月 24 日時点)

Twitter は一般的に、登録された固有のアカウントから、ツイートと呼ばれる方法により 140 字以内で文章等情報を投稿し、当該アカウントのツイートを常時閲覧する登録を行ったユーザー（以下、フォロワーという）を中心として、Twitter サービス利用者に対し情報発信を行うことができるサービスである。市は両事業において Twitter による情報発信を行っており、競輪事業については“かねりん”的アカウントが市の競輪関連のアカウントの中で最多のフォロワー約 4,000 人を有している。またモーターボート競走事業については、“ボートレース若松”的アカウントのフォロワー数がおよそ 4,000 人となっている。したがって、両事業において少なくとも約 4,000 人が日常的に各アカウントのツイートを閲覧する機会にあるといえる。

この点、両事業について、1 日当たり売上規模が市と近似しているボートレース場（芦

屋、大村)及び競輪場(松戸、岸和田)について Twitter フォロワー数の調査を実施した。調査結果は下記の通りである。

種目	場所	サービス利用開始日	総ツイート数	フォロワー数
競輪	松戸	平成 24 年1月	5,810	7,501
	岸和田	平成 22 年3月	5,696	1,146
ボートレース	芦屋	平成 30 年5月	1,228	17,000
	大村	平成 22 年7月	2,355	25,000

出所:各 SNS を参考に監査人作成(令和元年 12 月 24 日時点)

競輪事業では松戸けいりんの公式アカウントである“松戸けいりん★マッピー★”がフォロワー7.5 千人、モーターボート競走事業では、芦屋ボートレース場の公式アカウントである“ボートレース芦屋”が 17 千人、大村ボートレース場の公式アカウントである“ボートレース大村”が 25 千人である。他市と比較して市の広告宣伝効果が大きいとは言えない状態である。

広告宣伝活動の改善に向けて、一定の成果を上げている他市の活動を参考にしながら、市は競輪・モーターボート競走の両公営競技について単独で施設を有し開催している唯一の施行者であるという特徴を生かして、両事業を相互活用することにより、競輪・モーターボート競走両者のファンを巻き込んだ広報宣伝活動を実施することや、そのほかにも、ご当地キャラクターやご当地ヒーロー、市に関係する団体等との連携により広告宣伝効果をより高めることが望まれる。